

# 芦屋市子育て世帯物価高騰対策給付金のご案内



原油価格・物価高騰等の影響を受けている子育て世帯への市の独自支援として、児童手当（特例給付を含む）受給者に子ども1人あたり3万円を支給します！

## 1. だれがもらえるの？（支給対象者）

基準日（令和4年8月31日）時点で芦屋市に住民票があるかたで、次の①または②のいずれかにあてはまるかたが対象です。

- ① 令和4年9月分の児童手当（特例給付を含む）受給者
- ② 令和4年9月1日～令和5年2月28日生まれの新生児の児童手当（特例給付を含む）受給者で、新生児が出生した時点で芦屋市に住民票があるかた

## 2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

上記①②の児童手当の対象児童が給付金の対象児童となります。

## 3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人あたり3万円です。

## 4. どうしたらもらえるの？（支給方法）

### ▶ 芦屋市から児童手当（特例給付を含む）を受給しているかたは、申請不要です。

- ・ 令和4年9月分の児童手当（特例給付を含む）を受給しているかたには、令和4年12月28日（水）に児童手当の指定口座に振り込みます。
- ・ 新生児の保護者のかたには、児童手当の受給手続き後、順次、児童手当の指定口座に振り込みます。

### ▶ 公務員のかたは、申請が必要です。

申請書に必要書類を添えて、下記窓口へ提出してください。

申請期限は、令和5年2月28日（火）です。

申請から約1～2か月後、申請書で指定した口座に振り込みます。

※指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、給付金が支給されませんので、令和5年3月20日（月）までに必ずご対応をお願いします。

## お問い合わせは



芦屋市役所子育て政策課こども係

「子育て世帯物価高騰対策給付金」担当（南館1階17番窓口）

電話：0797-38-2045

（受付時間：平日9時～12時、12時45分～17時30分 ※土日祝、12/29～1/3休）